レンタカー貸渡約款

第1章 総則 第1条

(ロアボレル田用) 1 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるもの とします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の賃置によるものとします。 2 当社は、この約款の運旨、法令、行政適速及び一般の價置に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に 優先するものとします。

第2章 予約 第2条

第2条 (予粉の申込み) 1.借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受 営業所と返出時、運転者、チャイルドシート等付属品の要落くの他の借受条件以下「借受条件といいます」)を明示して予約の申込みを行うことができます。 2当社は、信受人がら予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保育するレンタカーの範囲で予約に応ずるものとします。 この場合、借受人は、当社が認める手段を用い予約をするものとする。

へ の変更)

(179)の変更) 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

(予約の取消し等) 相信及は、いつでも予約を取り消すことができます。個し手数料の支払いを請求される場合があります。 2 相侵入が、借受人の都合により、予約した借金開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー資渡契約(以下「資産契約」といいます。)の締結手続きに 着手しなかったときは、予約の取り消されたものとします。この場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、 当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。 3 事故、盗職、不返還、ソコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により資速契約が締結されなかったときは、予約は 取り消されたものとします。この場合、当社は受債済の予約申込金を返還する場合があります。

第5条 (代替レンタカー) 1当社は、信受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、信受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下 「代替レンタカー」といいます。) の資波しを申し入れることができるものとします。 なお、 代替レンタカーの資波を血が予防された車種クラスの 資波料金より高くなるときは、予約した車種クラスの資資料金によるものとし、予約された車種クラスの資波料金より低くなるときは、当該代替レンタカー の車種クラスの資波料金によるものとします。 2 信受人は、第一項の代替レンタカーの資波との申入れを指絶し、予約を取り消すことができるものとします。この場合予約の取消しとして

(免責) 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、相互に何らの請求をしないものとします。

#17年 【学約漢務の代行) 信受人は、当社に代わって予約業務を取扱う代行業者において予約の申込みをすることができます。この場合の予約方法及び予約の取消に つきましては、代行業者の定めるところによる。

第3章 貸渡し

第9条 (環度契約の締結の拒絶) 簡受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、賃達契約を締結することができないものとします。 (1)買し渡すレンタカーの連転に必要な運転免許証の提示がないとき (2) 酒気を帯びていると認められるとき。 (3) 所象、質せい利、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。 (4) チャイルドシートがないにもかからず (5) 免許を取得して1年末夏以ば当か近華広が未熟若しくは危険と判断した場合。 (6) 暴力団、暴力団関係団体の構成具若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められ

(5) 免許を取得して1年未満文は当社が運転が未熟若しくは危険と判断した場合。
(6) 最力団際係同様の構成員若しくは信係者文はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
(6) 最力団際係同様の構成員若しくは関係者文はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
(6) 最力のは一様受人又は運転者が次の各のいずれかに該当するときは、当社は資産契約の締結を拒絶することができるものとします。
(7) 手外に際して定めた運転者と免疫契約・締結の無理者を担保するとき。
(3) 過去の資液しにおいて、資産財産の支払しを滞納した事実があるとき。
(3) 過去の資液しにおいて、資産財産の支払しを滞納した事実があるとき。
(4) 過去の資液しにおいて、資産財産の支払しを滞納した事実があるとき。
(4) 過去の資液しにおいて、資産財産の支払しを滞納した事実があるとき。
(5) 過去の資液しにおいて、対策が取りは保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があるとき。
(6) 別に明示する条件を添加していないとき。
(6) 別に明示する条件を添加していないとま。
(6) 別に明示する条件を添加していないとま。
(6) 別に明示する条件を添加していないとま。
(7) その他、当社が適切でないと認めたとき。
(8) 夏 項の場合において間受したの間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったともは、受傷済の予約申込金を信受人に返還するものとします。

第 4 章 使用 第 15 条 (個受人の管理責任) (個受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもって レンタカーを使用し、保管するものとします。

(日常点検整備

(日常点保証側) 借受人又は運転割は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な 整備を実施しなければならないものとします。

(禁止行為)
(標長八角)
(借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく辞句等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
(2) レンタカーを所定の用途以外に使用しては富・多線・3 平の東部に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
(3) レンタカーを転買し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
(4) レンタカーの自動車登録者・特別又は報知者与報を協造者しくは変重し、又はレンタカーを改造者しくは改集する等その原状を変更すること。
(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを使用すること。
(6) 法令兄は公済民俗に達成してレンタカーを使用すること。
(6) 法令兄は公済民俗に達成してレンタカーを使用すること。
(6) 上の当なの事を受けることなくレンタカーにのて、項書を解した加入すること。
(6) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
(6) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
(6) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
本条、第 18 条又は第 23 条に該当する場合で、刑法に進反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第 18 条 (遠法駐車の場合の措置等) 信受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する 警察第1に関して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金巻を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸僚用を負担するものとします。 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、達やかにレンタカーを移動されました。 とともに、レンタカーの信息原間置す時以は当め指示する時までは既か、警察第二は関して遺を免処理するよう指示するものとし、信号人又は 運転者はてればやうものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から 21歳を基準を持ちます。

第5章 返還

「迷惑男!!! 信受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。 信受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の指書を指償するものとします。 信受人又は運転者は、天災その他の不可式力により信号期間内にレッタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を 負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

の一条が 近遅時の確認等) 信受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で

(借受期間変更時の貸渡料金) 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

(接遺場所等) 借受人又は連転者は、第12条第1項により所定の返遺場所を変更したときは、返遺場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返遺場所以外の場所にレンタカーを返遺したときは、次に定める返遺場所変更 連約料を支払うものとします。 返遺場所変更適時用と返遺場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%

第 23 条 (不返還となった場合の措置)

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は 借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。

当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、倡受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への間取り調査や車両 位置情報システムの作動等を含む必要な指置をとるものとします。 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び 借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第 24条 (彼海発見時の措置) 信受入又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

(構故発生時の相面) 植受人又は運転者) 植受人又は運動が実際を整めたします。 (川 直ちに構放が実際を警察及び当社に報告し、警察の指示に従い事故処理を済まし、当社の指示に従うこと。 (2) 前号の指示に基づきレンタカーの検理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。 (3) 前号の指示に基づきレンタカーの検理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。 (3) 事故に関しませ及び当社が契約している保険をもの調査に協力するとともに、必要の推薦を受きる工場で行うこと。 (4) 事故に関し相手方と示説その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承認を受けること。 相優人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生期の相間) 借受人又は連転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。 (1) 直ちに最考の意象に通報すること。 (2) 直ちに被表状沢孝辛当社に報告し、当社の指示に彼うこと。 (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する曹類等を遅滞なく提出すること。

第 27 条 (使用不能による資産契約の終了) 使用中にはいて故障、事故、盗難者の他の事由(以下)故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、資産契約は終了するものとします。 信受人又は蓮苑者は、前頭の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受情液の資産財金を返還しないものとします。 ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。故障等が資液し前に存した瑕疵による場合は、新たな資産契約を 締結したものとし、信受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。 なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5条 第 2 現を平用するものとします。 信受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受債済の資産料金を全額返還するものとします。 なお、代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受債済の資産料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できない

ときも同様とします。 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了まで の開間に対応する資源料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。 借受人及び運転着は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生する損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求も できないものとします。

第7章 賠償及び補償

5 未 當及75営業補償) 「個別の次の 回案・中間のが 信受人又は運転者は、信受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 29 条
(保険及び補償)
信受人又は蓮産者が第 28 条第 1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の
保険金又は補償金が支払られます。
(1) 対人構信:無則限 (自動車排害賠償責任保険を含む)
(2) 対動補信:1事故 | 民庭原籍 (発生)
(3) 車両補信:1事故 | 民庭原籍 (発生)
(3) 車両補信:1事故 | 民庭原籍 (発生)
(4) 人名情法者権害: 1事故 | 民庭原籍 (発生)
(5) 利力 (表生)
(5) 対力 (表生)
(5) 対力 (表生)
(6) 対力 (表生)
(6) 対力 (表生)
(7) 対力 (表生)
(7) 対力 (表生)
(8) 東京 (日本)
(8) 東京 (日本)
(9) 対力 (日本)
(

第30条 (高波契約の解除) 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの選知、催告を要せずに 負渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の資渡料金を借受人に返還しないものとします。

(ヤ金)45年。 相受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貨渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、 別途定める規定に終当するときを除き、受備済の貨渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に 返還するものとします。借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うもからします。 中途解約手数料={(貸渡契約期間に対応する基本料金)-(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

第9章 個人情報

m 32 米 (個人情報の利用目的)

(個人情報の利用目的)
当社が借号入又は基本者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
(1) 道路運送法第 03 条第 1 項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸途証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を逃行するため。
(2) 信誉人入以達販者に対し、レンタカー、中占車その他の当社が取扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、e メールの送信等の方法により案内するため。
(3) 資産契約の締結に際し、信号や北名で以達集者に関し、本人施製及び審査を行うため。
(4) 当社の取扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度の上策の検討を目的として、信受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
(5) 個人情報を終わけに集計、分析し、個人を選別、特定できたい形態に加工した統計データを作成するため、
第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(相級) 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務と何時でも相殺することが できるものとします。

第34条

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

第 35 条 (運転損害金) 信受以及は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対して年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

ポランス (邦文約款と英文約款 当社が英文約款を定めた場合、邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは、邦文約款によるものとします。

(編則) 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。 これを変更した場合も同様とします。

この診成に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴題のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって 管轄裁判所とします。

グッドスヒーァ (株式会社グッドスピード)